

にいがた民商

本音で話し合える
仲間づくりをすすめよう

同業者部会を開催します

「なかなか同業者組合では本音で話しが出来ない」との声が出されています。そんな声に応えるために同業者の集まりを開催することとなりました。今後は建設や飲食も計画していく予定です。

理美容業

9月20日(火)PM7:00、民商会館

建築業(仮)

9月27日(火)PM7:00、民商会館

北東ブロックでは2日、東区と北区を対象にした相談会を新商連会館で開催。昼の部と夜の部の2部構成で開催しました。

相談に訪れたAさんは、新潟市から届いた通知の確認のために来所。通知内容は緊急小口資金の償還免除の申請書でした。一つひとつ記載項目を確認しながら記入し、最後に住民票や課税証明書などの添付書類の確認をしました。

またBさんはインボイス制度の登録のために相談に来所。「来年の3月までに取引先から登録して欲しいと言われた。」と話し、その場で申請書類を作成しました。その後、インボイスセミナーで使用された資料を見ながらインボイス制度の話題にもなりました。



緊急小口・インボイス制度の相談で集まる 「北東ブロック相談会」

新潟民商

新潟民主工商会
新潟市中央区沿垂西3丁目10-14
電話 (243) 0141
22年9月12日

日 程	
・西ブロック相談会	9月16日 (金)
・北東ブロック相談会	9月16日 (金)
・大人のスマホ教室	9月18日 (日)

年間収入見込み3割減が対象

国保・介護保険減免制度

要 件

- ①世帯の主たる生計維持者の収入が前年に比べて3割以上減少する見込みであること
- ②前年の所得の合計額が1000万円以下であること ③収入減少が見込まれる所得以外の所得（雑所得など）の合計額が400万円以下であること

対象期間

R4年度分保険料のうち納期限がR4年4月1日からR5年3月31日までのもの

必要書類

- ①減免申請書 ②収入見込額等申告書 ③R3年分の「確定申告書の控え」や「給与明細書
- ④R4年1月から申請月直近までの収入が確認できる書類（売上台帳や給与明細など）

申請期限

R5年3月31日まで

※納入したR4年度分の保険料が減免された場合は還付されます。

※前年の所得が0円以下の場合は対象となりません。

緊急小口資金(社会福祉協議会)

対象者 新型コロナの影響を受け、収入減少があり、生活維持のための貸付を必要とする世帯

貸付金額 10～20万円 (無利子)

※事業主は上限まで貸付を受けられます。

返済期間

2年以内

据置期間

1年以内

申込先

社会福祉協議会へ郵送にて

※小口資金を借りた世帯には市から1人世帯3万円、2人以上世帯6万円の給付金も支給

緊急小口資金だけでは足りない場合は→

貸付金額 月額単身：15万円、2人以上：20万円 (無利子) ※3ヶ月続けて借りられます

返済期間 10年以内 据置期間 1年以内

※返済時に住民税が非課税であれば返済の免除申請ができます。詳しくは民商事務所までお問い合わせ下さい。

総合支援資金(社会福祉協議会)

民商・全商連の70周年を確信に 強く大きな民商建設に挑戦しよう

「新商連・役員学習交流会を開催」

新潟県商工団体連合会は4日、各民商の三役などを対象に役員学習交流会を開催。割烹の宿湖畔を会場に全県から38名が参加し、新潟民商からも14名が参加しました。

最初に渡部睦夫新商連会長が、民商・全商連の70年の歴史について講演。戦前に国の意向で中小業者つぶしが行われ、軍需産業以外はほとんど残らなかつたこと、戦後には日本国憲法が施行されて国民・中小業者の権利が明らかになった一方で、戦争復興の名目で重税が課せられたこと、この重税に苦しむ中小業者が団結し各地に民主商工会が結成されたことなどを話し、税金とのたたかいの中で民商が生まれた経過を説明しました。

その上で民主化運動や平和運動などで民商が果たしてきた役割にも触れ、「権利を守るために権力とたたかい続けている民商の歴史に確信を持とう」と訴えました。

続けて4名の県連副会長が分担(①仲間増やしの運動、②組織建設、③共済会の活動、④財政活動)して運動面について発言。日々の仲間増やしへの意識や仲間同士で話し合いの意識を高め合うことなどの重要性が口々に語られました。

お昼からは4つの分散会に分かれて討議。共通テーマである「これからどんな民商をつくっていこうとしているか」に基づいて、真剣な議論が交わされました。

その後は分散会の代表発言。新潟民商からは「バーベキューなど堅苦しくない集まりで若い会員同士のつながりをつくり青年部を再建したい」(市橋雅彰副会長)、「支部で記帳会に取り組み会外業者も参加して入会者が生まれている。家族ぐるみの運動として引き続き取り組みたい」(松本里志副会長)との発言がされました。参加した役員は「民商のことを考える良いキッカケとなつた。また明日からの民商活動に役立てたい」と話しました。参加者が元気の出る交流会となりました。



第16回 全国業者青年交流会 in 大阪

日時 9月18日(日) 13:30~17:30
9月19日(月・祝) 9:00~14:00

現地参加の場合

会 場: ホテルクラシア大阪ベイ
参加費: 10,000円
(交通費・宿泊費込み)

ウェブ参加の場合

会 場: 新潟民商 ※13:00集合
参加費: なし ※全体会終了後、
交流会を開催(希望者のみ)

青年部・部会のご案内

民商青年部は下記の日程で「電子帳簿保存法」をテーマに部会を開催します。電子帳簿保存が義務化されると、どのような作業が必要なのか、何のために実施されるのか、などについて学習します。是非、ご参加ください。

日 時: 9月21日(水)
19:00~20:30
会 場: 民商事務所

1日目: 全体会…記念講演「消費税減税が日本経済を復活させる」
パネルディスカッション「仲間・地域のつながりで商売伸ばす業者青年の挑戦」
2日目: 分科会…価格の決め方、SNSマーケティングなど全9種から選択

た。

BBOの声がけと商売の状況などの聞き取りを行ないました。

10月2日に開催のBBOについては「都合がつけば出た」といった反応も。また、インボイスについて尋ねると「元請と話をして3年間は出さなくていいことになつた。インボイスの話をされた時に答えられないのは悔しいので自分で勉強した」という部員もいました。

中村浩青年部長は「BBOは北区開催なので、松浜支部から多くの参加者を出したい。部員以外の会員の話も聞きた」と支部の訪問にも取り組む予定です。

BBOの案内とインボイスを話題に 青年部訪問行動